

<資料>

白浜温泉の共同浴場と地域の関わり

The Relations between Public Bath and Community on SIRAHAMA Spa

白石 太良*

Taro Shiraishi

白浜温泉の伝統の共同浴場が大正期以降の温泉掘削に伴い村営化されて地域との関わりを失う一方で、温泉地周辺の集落では昭和初期に引き湯の共同浴場が誕生する。それは財産区や先祖講が関係住民用に設けた浴場で、住民の集住により地域の浴場となった。これらはその後一般開放されたが、財産区や先祖講の会員を中心に現在も地域の浴場として機能しており、共同浴場が受け継がれる背景にそれを支える組織が存在したことがわかる。

キーワード：温泉、共同浴場、地域社会、財産区、先祖講

I. はじめに

共同浴場とは不特定多数の人々が共同で入浴する浴場のことで、公衆浴場（以下では銭湯という）をはじめ、旅館の大浴場、スーパー銭湯、公共立ち寄り温泉などさまざまな形式のものがみられる。それらのなかにはスーパー銭湯など広域からの入浴客を集めるものもあるが、その代表ともいえる銭湯がそうであるように、共同浴場の多くは近隣の地域住民が日常の暮らしのなかで利用する入浴施設なのである。そのため共同浴場は、地域社会の営みと結びついて維持と利用がなされ、地域のあり様を反映する社会的・地理的事象の一つとなっている。

筆者はこれまで、地域住民が仲間を組織して浴場を設け、自主的に維持・運営する共同浴場を共同風呂と呼び、私的行為である入浴の場の共同化が地域社会の特性と関係することを明らかにした¹⁾。また、銭湯や公共温泉と地域との関係のほか²⁾、地域的まとまりの強い同和地区における共同浴場の状況³⁾を報告してきた。温泉地の共同浴場についても、鳥取県三朝温泉と関金温泉の事例を報告したことがある⁴⁾。

本稿は、このような共同浴場と地域社会との関わりに関する事例のさらなる集積をねらいとして、和歌山県白浜温泉において実施した調査結果を整理したものである。資料としてのまとめではあるが、温泉地の共同浴場が観光用である前に地域住民に供せられる入浴施設であることから、

*流通科学大学 名誉教授、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

(2011年3月30日受理)

©2011 UMDS Research Association

住民による温泉利用の実際を知ることができると思う。

II. 共同浴場略史

1. 戦前期まで

有馬温泉、道後温泉とともに三古泉に数えられる白浜温泉は、古くは牟婁ノ湯あるいは紀ノ湯と呼ばれ⁵⁾、7世紀には斉明天皇らの行幸があったと伝える。しかし、その後は温泉としての記録が絶え、再び歴史の表に現れるのは江戸期を迎えてからである⁶⁾。

江戸期の温泉は旧瀬戸村鉛山(カヤマ、現湯崎地区)にあって、湯崎の湯あるいは瀬戸の温泉と呼ばれ、中期には崎の湯・鉦(マヅ)の湯・元の湯・屋形の湯・浜の湯・阿波湯・目洗の湯・疝気湯・新湯がみられた⁷⁾。浴場は自然湧出の源泉を建物や板で囲む粗末な造りであったが、多くの湯治客で賑わったとされる⁸⁾。もとよりこれらの浴場は、地元の鉛山集落が維持管理を行い⁹⁾、瀬戸村の住民たちが広く利用する共同浴場でもあった。

明治期を迎え、阪神方面と結ぶ船舶航路の開設により状況は大きく変化する。湯治場から観光地への変貌といってもよく、新たな泉源の確保を目指す掘削が大正期にかけて民間の温泉会社により行なわれた¹⁰⁾。温泉掘削の成功は1920(大正9)年で、1922(同11)年には現代の銭湯に近い新たな共同浴場が造られた¹¹⁾。その後、地中からの温泉水の確保が増えると、これまでの共同浴場のなかには自然湧出が減少して廃止するもの、温泉会社から温泉水を購入して引き湯をするものなどが現われた¹²⁾。さらに、負債のため地元集落による運営が困難になるといった変化も生じた。その結果、1931(昭和6)年には共同浴場の村営移管が進められることとなったが¹³⁾、このころ一般に利用されていた浴場は崎の湯、鉦の湯、浜の湯、疝気の湯の4カ所のみであったといわれる¹⁴⁾。村営移管の正確な年次は不詳であるが、1937(同12)年には浴場経営が請負制になっているので¹⁵⁾、それまでに村営化されたものと思われる。村営の浴場は1940(昭和15)年の町制施行に伴って町営となり、戦後にも引き継がれた。

このように伝統ある共同浴場が変化する一方で、1930(昭和5)年には松の湯が瀬戸地区に¹⁶⁾、また1936(同11)年に地下(ジゲ)の湯が東白浜の綱不知地区にできた¹⁷⁾。いずれも地元の集落が運営する地域住民専用の浴場であったが、共同浴場が鉛山地区からその周辺部へ拡大していったことを表している。これらについては項を改めて述べる。

2. 共同浴場の現在

戦後は、1946(昭和21)年に白良の湯が新設され¹⁸⁾、また鉦の湯と浜の湯が同年の南海大地震により被害を受けたものの¹⁹⁾、昭和20年代を通して従来と大きく変わらなかったようである²⁰⁾。しかしながら、その後の状況については十分な記録がなく、関係者の記憶も薄れて不詳部分が多い。共同浴場の戦後史は今後の資料発掘を待たねばならないが、町に残る記録からは次のことが

わかる。

- 1982（昭和 57）年 崎の湯の露天風呂化と無料開放（2004 年に有料化）
- 1985（同 60）年 牟婁の湯完成
- 1993（平成 5）年 白良の湯新装完成
- 1999（同 11）年 露天風呂しらすな完成
- 2001（同 13）年 町内 6 カ所の外湯めぐり開始

現在、白浜温泉にある共同浴場としては、地域住民により維持・運営される松の湯と綱の湯、三軒家風呂²¹⁾、町営の白良の湯、牟婁の湯²²⁾、崎の湯、しらすなのほか、いくつかの民営立ち寄り温泉施設²³⁾がある。このうち民営の諸施設はもとよりのこと、水着着用で夏季限定のしらすな、温泉のシンボルともなっている海岸露天風呂の崎の湯は、もっぱら観光客を対象にした共同浴場である。白良の湯と牟婁の湯は町民優遇制度により地域住民の利用も比較的多いが²⁴⁾、観光客への割引などもあって入浴客の約 3 分の 2 は地域外からの来訪者となっている。したがって、町営の共同浴場は観光振興に主目的があるようで、高齢者の入浴料無料化などに地域との結びつきがうかがえるとはいえ、歴史に根ざした暮らしのなかの浴場という意味では区別されよう。

そこで、地域社会と共同浴場の関わりを知ることができる松の湯と綱の湯について、その実態をみてみることにする。

Ⅲ. 松の湯の場合

1. 共同浴場の始まり

松の湯は、白浜温泉のシンボル円月島を望む海岸部に位置している。そこは列村状の家並みが続く瀬戸地区のなかの西端に当たり、温泉旅館の多い湯崎・白浜地区との境に近い場所である。この共同浴場が、瀬戸地区住民の利用を目的として、1930（昭和 5）年にできたことはすでに述べた²⁵⁾。

瀬戸地区（旧瀬戸村）は当地で最も早く人が住み着いた場所といわれ、江戸期には紀州支藩田辺藩の番所が置かれるなど要衝の地であった。しかし、半農半漁かつ出稼ぎ者の多い暮らしのなか、隣接する白浜地区で温泉開発が進む明治末～大正期にも共同浴場はなく、入浴は湯崎地区の鉾の湯などへ出かけていた²⁶⁾。

もっとも、この地区でも温泉への願望がなかったわけではない。聞き取りによれば²⁷⁾、温泉掘削の成功が伝えられた大正期以降になると、それに触発された昭和初期に、瀬戸部（瀬戸地区の財産区をさす）²⁸⁾として独自の温泉井戸を持つ方向が探られたという。温泉水の自然湧出は望めないまでも、自前の温泉井を持つとしたわけである。その背景には、瀬戸地区が歴史的経緯から広く当地の土地に対し財産権を主張し、湯崎地区の温泉などもももとは自分たちのものであるとする訴訟が認められなかった経緯があったと考えられる²⁹⁾。しかしながら、財産区として多

くの土地を有する瀬戸部が独自の泉源を持つことは、すでに湯崎地区や白浜地区で開発を進める民間の温泉会社にとって、大きな競合相手が誕生する可能性を秘めていた。そのため、温泉水の将来にわたる無償提供を条件に泉源掘削を断念する契約が温泉会社と締結され³⁰⁾、瀬戸部では泉源を持たずに提供される温泉水の配管と共同浴場の設置を行なうこととなった。

当初の松の湯は、建物の写真が残され構造の概略が伝えられるほかは³¹⁾、その維持の方法などは不詳である。その後、戦前、戦後を通して地区の共同浴場としての機能を保ち続けたが、この間の事情に関して、建物の老朽化に伴い1972～73（昭和47～48）年ごろに老人憩の家を併設して移転・改築されたことのほかに特段の記録はない。



写真1 昭和初期の「松の湯」

2. 会員制度

現在の松の湯と瀬戸地区との関係はどうか。浴場の所有は財産区としての瀬戸部であるが、運営は瀬戸連合町内会に委託され、住民から常駐の管理人を雇用して日常の業務を行なっている。利用者については、かつて1日当たり7～800人の地区住民が入浴したというが、いまでは100人程度に減少した³²⁾。しかし、住民以外の入浴は10人前後にすぎないので³³⁾、松の湯が依然として住民が共同利用する浴場であることには変わりはない。

これを具体的に示すのが利用者を会員とするシステムである。会員制度は昭和初めの松の湯開設時からあったといわれ、財産区としての瀬戸部に対して、生活行為である入浴の集団を区別するための名目上の方法であった。当初は瀬戸部の全員が会員であったようで、その数も300戸（家族人数に関係なく各戸単位に会員となる）を超えたが、現在は146戸となってその名札を浴場入り口に掲げている³⁴⁾。

会員となるには、かつては瀬戸部に属していることのみを条件とし、入会に際しての費用等を必要としなかった。しかし2003（平成15）年ごろからは、瀬戸部への所属とは関係させずに住民であればよいとし、一種の権利金として入会金15,000円を徴収することとなった。維持費の意味をもつ会費は1戸当たり月額50円（年600円）で、町内会費（月200円）と同時に徴収される。会員とその家族の入浴料は、浴場を開設して以来長期間にわたって無料であった。浴場の移転・改築後も、町からの有料化の要請を拒否してしばらく無料を続けたが、昭和40年代末ごろ1人20円に、1995（平成7）年以降は1人30円となって現在に至っている。無料または低額の会費と入浴料が維持できたのは、運営経費に不足が生じた場合は瀬戸部で補填してきたからである³⁵⁾。なお、会員以外の入浴料は長らく1人200円であったが、2011（平成23）年4月から300円になった。

かくして松の湯は、瀬戸部による経済的な支えと会員制度によって瀬戸地区住民の共同浴場として機能してきたし、現在も高齢者を中心にその役割を担っている。しかし、家風呂の普及やさらなる高齢化の進行のなかで、会員であっても日常的な利用者は減少しており、いつまで維持され続けるかの明確な展望はみえていない。とはいえ、開設以来温泉水を無償で得ているほか、町からの福祉助成³⁶⁾があることなどにより、地域社会が自主的に運営する温泉浴場付きデイケアセンターのような役割が期待される。

なお、地域の高齢者のなかには、松の湯は前面に海が開ける開放的な景色の一方で、落ち着きがあると自負する者が多い。素朴な、また個人的・情緒的な意見ではあるが、温泉の魅力と風景の明るさに加えて家風呂の日常性が得られる場所として松の湯をとらえている。地域に暮らす高齢者の感情を考えると、このような感覚的に共同浴場をみる意見も注目されてよい。

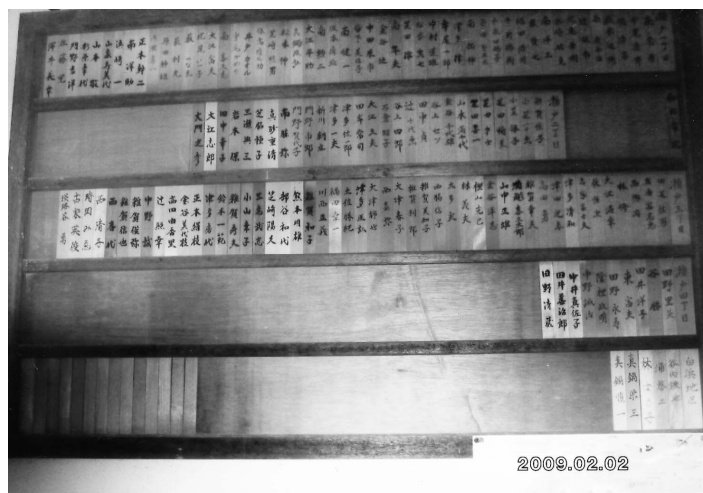


写真2 松の湯の会員の名札

IV. 綱の湯の場合

1. 綱不知会と共同浴場

綱の湯は、白浜温泉の中心ともいえる白良浜海岸から小山を越えて東へ約 1.5 km、通称白浜棧橋³⁷⁾と呼ばれる海岸部に位置している。この付近は、いまでは東白浜と呼んで白浜温泉の一画を占めるが、歴史的には瀬戸地区の一部で、前面に波の穏やかな入り江が広がる場所であることから綱不知地区という。

綱不知地区は、明治のころまで眞鍋・岩城・正木の三姓の人々のみが暮らす半農半漁の集落であった³⁸⁾。この三姓は平家の落武者とも、あるいは源氏の子孫ではないかともいい³⁹⁾、それぞれが一族としての強い団結を保ち続けてきた。その表れが姓ごとに組織された先祖講で、聞き取りによれば⁴⁰⁾、少なくとも明治期には講ができていたであろうという。1968(昭和43)年になって、三つの先祖講を統合して社団法人綱不知会を発足させたが、現在でもそれぞれの先祖講は年1回の先祖の祀りを続けている⁴¹⁾。

綱不知会の法人化は、各先祖講が保有していた土地財産の名義を集約するのが目的であった。このことは、先祖講が任意団体でありながら財産管理の団体としても機能したことの表れである。松の湯でみた財産区瀬戸部の役割は、血縁集団である各先祖講によって担われていたことになる。したがって、共同浴場もまた、先祖講が一族の入浴施設を整備するなかで造られた。例えば、三軒家風呂は、「岩城姓の先祖講によって早くから設けられ、現在約 15 軒の講員で利用運営されている」⁴²⁾とされている。

綱不知地区に共同浴場が設けられたのは、先述の通り 1936(同 11)年である。当時の地下の湯が綱の湯に受け継がれたのか、それとも三軒家風呂なのか定かではない。しかし、そのいずれであるとしても、先祖講が関わってそのころ新たに掘削された温泉水を入手し、共同浴場が造られたことは注目されてよい。三軒家風呂が岩城一族の共同浴場であるとすれば、正木姓で 1936 年生まれの現綱不知会会長が「5、6 歳だった私も、近くの自宅からお風呂に通った」⁴³⁾とするのは正木一族の共同浴場であつたらうし⁴⁴⁾、それがすでに昭和初期にできていたことになる。この浴場は、移転時の事情などからみて⁴⁵⁾、現在の綱の湯に引き継がれた可能性が高い。

このような先祖講による共同浴場では、入浴できるのは長らく講員の人々に限られていた。これを一般開放したのは、綱不知会発足と同年の 1968(同 43)年に町民会館へ綱の湯を移転してからである⁴⁶⁾。それまでの約 50 年間、設備は家風呂に近い小さなものではあつたが⁴⁷⁾、ある意味で閉鎖的な共同浴場であつたことになる。しかしながらこの浴場は、さらに約 40 年を経て建物の耐震問題が浮上し、2005(平成 17)年に利用が中止される⁴⁸⁾。そのため地区の高齢者を中心に「綱の湯を守る会」を発足させ、町の助成も得て⁴⁹⁾、現在の新綱不知会館 1 階へと新築移転した。完成年次は 2008(同 20)年である。なお、新築の目的は防災のための町民会館建設であるから、形式上は先祖講が関係していないことになっている。



写真3 現在の「網の湯」

2. 浴場の運営と利用

網不知会では各家を単位に会員としており、会員数は発足時には120～30人であったが現在では100人ほどである。地区の人口は増加したものの、三姓の一族以外には会員はいない。会費は年間4,500円で、うち4,000円が共同浴場の管理費、500円が先祖講費用である。2008年以降は、先祖講に関係のない浴場利用者を準会員とする制度を設け、その会費は4,000円となっている。現在の網の湯の入浴料は、年会費とは別に、会員・準会員（ともに家族含む）とも1人1回200円で⁵⁰⁾、会員に限って75歳以上を無料としている⁵¹⁾。一般の入浴は1人300円なので、会員との差があまり大きくない。

現在、網の湯の利用者は1日当たり40～50人で、その半数が地域外の観光客のようである⁵²⁾。住民の利用が少なくなってきており、その背景には家風呂の普及や若者の温泉離れのほか、立地場所や料金設定に問題があるのではないかとされている⁵³⁾。とはいえ、温泉水を購入する浴場としては赤字経営を避けなければならず⁵⁴⁾、観光客に期待をかけるを得ない側面もある。その意味では、地域の共同浴場という性格をやや弱めていることになる。

もちろん、地域のなかの浴場といっても、網の湯を維持・運営するのはあくまでも網不知会であって⁵⁵⁾、町内会のような地縁団体が関係しているわけではない。すなわち、網不知地区の住民には浴場の管理に義務も責任もないわけで、網不知会が経営する公衆浴場といった状況もうかがえる。しかし、少なくとも先祖講という地縁的・血縁的な組織に属する住民からみれば、網の湯は何十年の間一族が受け継いできた自分たちの地域の浴場なのである。浴場の管理人を会員の一族のなかから選んでいることは⁵⁶⁾、その表れのひとつとみることができる。そのため、関係者には伝統の浴場を絶やしたくないとの意識が強く、温泉への入浴は地域の公共福祉の一環であると

の立場をとることにより綱の湯を維持したいとの思いがある。

V. 二つの共同浴場の特徴 ー結びにかえてー

長い歴史のある白浜温泉の共同浴場であるが、近世から大正期までとそれ以降とではそのあり様が大きく異なるようである。大正期までの浴場は自然湧出の泉源を利用したもので、湯崎地区（旧鉛山地区）に何カ所かみられた。それらは湯治・観光客などを受け入れつつも住民が利用した浴場であり、いずれも集落が維持・管理をしていた。それに対し明治期に始まる観光開発以降は、民間の温泉会社による温泉掘削の影響を受け、大正末期ごろからの湧出量の減少などもあって変容をしていく。集落による管理が負債を抱えて村営（後に町営）の方向へと進むのは昭和初期であるが、このころから湯崎地区の共同浴場は地域社会との関わりを弱めていったものと思われる。

しかしその一方で、ほぼ同じころ、湯崎地区から距離的に離れ、伝統的な共同浴場がみられなかった瀬戸地区と綱不知地区に、汲み上げ温泉水の引き湯をした共同浴場が新たに誕生する。瀬戸地区のものは松の湯といい財産区の瀬戸部がその部員の浴場として開設したもの、綱不知地区のものは、先祖講と呼ばれる血縁集団が講員のために設置した浴場であった。当初はいずれも入浴は部員や講員とその家族に限るという、いわば家風呂の延長ともいえる浴場ではあったが、温泉を地域の暮らしに取り入れる役割を果たしたのである。すなわち二つの共同浴場は、その目的と設置基盤が明確であったがために、住民の共同入浴施設（共同風呂）が全国の村落部に広がっていく大正・昭和初期という時代的背景のもとで⁵⁷⁾、それぞれの地域住民の入浴環境の変化に大きく寄与したといつてよいであろう。

これらの共同浴場にみられる地域社会との関わりは、戦後の変動期を経過したあとに施設などの改築を行ないながら、現在に至るまで受け継がれている。瀬戸地区ではいまま瀬戸部が浴場を管理するとともに、部員のうち浴場利用者を会員とする制度により浴場が維持される。綱不知地区でも、浴場は一般開放されたが運営を担うのは先祖講の組織であり、講の会費の多くは浴場費用になって講員の利用の便が図られている。もちろん家風呂の普及などにより入浴者は減少し、地域における入浴施設としての共同浴場の役割に変化がみられることは否定できない。しかし、昭和初期からの伝統を守るとの住民の意識と、それを可能にする組織の存在に支えられて、共同浴場は地域社会のなかで一定の意味を保ち続けている。

ここでは、白浜温泉における二つの共同浴場のあり様をみてきた。その特徴は、浴場の背後にある瀬戸地区の瀬戸部と綱不知地区の先祖講からもたらされたものであった。しかし、何ゆえにそれらが共同浴場と関わるのかを考えるには、瀬戸部と先祖講そのものの考察が必要となる。このことは、他の多くの共同浴場との比較検討においても重要と思われ、今後の検討課題としたい。

本稿は、近畿民俗学会年会（2010年1月、於大阪国際大学）における発表をもとに、その後の補足調査を加えてまとめたものである。現地調査に際しては、白浜町教育委員会、同観光課のほか多くの関係機関にお世話になった。また、白浜町教育委員会委員長大原満先生、和歌山地方史研究会幹事阪本敏行先生のご助言を受け、白浜町議会議員正木司良氏、瀬戸部副部長寺前鶴樹氏をはじめ多数の方々から聞き取りをさせて頂いた。紙面を借りてではあるが、深く感謝の意を表します。

引用文献・注

- 1) 白石太良『共同風呂－近代村落の入浴事情－』、岩田書店、2008年
- 2) 白石太良「入浴施設の現状に関する研究資料（2）－神戸における公衆浴場利用者への質問－」、流通科学大学論集－人間・社会・自然編 14-2、2001年、71～83ページ 白石太良「地域おこし型入浴施設に関する若干の考察－近畿と中・四国の場合－」、伊賀隆先生学長退任記念論集（流通科学大学）所収、2004年、73～86ページ 白石太良「公共温泉施設の顧客圏と地域－鳥取県西部の事例－」、『村落における入浴の共同化の地域社会への影響に関する社会地理学的研究（科学研究費助成金報告書、研究課題番号 14580096）』所収、2006年、92～103ページ
- 3) 白石太良「同和地区の共同浴場に関する研究控－大阪市における聞き書き記録を資料として－」、御影史学論集（御影史学研究会）35号、2010年、25～35ページ
- 4) 前掲 1) 所収、191～202ページ
- 5) 白浜の地名は白良浜に因むが、大正期の観光開発の過程で宣伝用に温泉名として名付けられたものである。
- 6) 雑賀貞次郎『白浜温泉史』、白浜町、1961年、22～39ページ
- 7) 白浜町誌編纂委員会『白浜町誌本編上巻』白浜町、1986年、472～492ページ 本文中に記載した共同浴場のうち目洗の湯と新湯を除く7つを俗に鉛山七湯という。（藤原芳一「温泉場の推移と温泉宿」白浜町誌編纂委員会 白浜町誌紀要 No.4、1981年、11～18ページ）
- 8) 雑賀貞次郎『白浜湯崎の諸文献』、温泉の紀州社、1941年、19ページ・205ページ 小さな湯壺で、なかには飲用のみのものもあったという。
- 9) 榎本慎平「明治十年に起こった温泉所有権を巡る争論について」白浜町誌編纂委員会 白浜町誌紀要 No.3、1980年、26～30ページ ここでいう集落は旧鉛山村（旧瀬戸村鉛山のこと、江戸期に分村独立したとされる）をさす。明治期の地券発行に伴い、瀬戸側としては鉛山は独立村ではなく瀬戸村の支村なので温泉の所有権は瀬戸村にあるとし、瀬戸と鉛山の両村が争った。
- 10) 前掲 6)、50～53ページ 最初の温泉掘削は1899（明治32）に行なわれた。成功はしなかったが白浜温泉の開発が進む遠因になったという。
- 11) 白浜町誌編纂委員会『白浜町誌本編下巻1』白浜町、1984年、313～314ページ
- 12) 白浜町誌編纂委員会『村の日記－瀬戸鉛山村－』白浜町、1978年、57ページ
- 13) 前掲 12)、86ページ
- 14) 前掲 11)、316ページ
- 15) 前掲 11)、318ページ

- 16) 前掲 11)、668 ページ
- 17) 前掲 11)、318 ページ
- 18) 前掲 11)、319 ページ
- 19) 宮崎伊佐朗「南海大地震の記録(旧町)」、白浜町誌編纂委員会 白浜町誌紀要 No.3、1980 年、89~92 ページ
- 20) 昭和 23 年の町営浴場の営業委託契約に記載されるのは白良の湯・鉾の湯・浜の湯・崎の湯の 4 カ所。(白浜町誌編纂委員会『白浜の戦後日記』白浜町、1983 年、58 ページ)、昭和 24~27 年に浴場改良工事を行ったのは疋気の湯・崎の湯・浜の湯(前掲 11)、319 ページ)などによる。
- 21) 三軒家風呂は東白浜地区(綱不知地区)内の数軒の近隣住民が利用する浴場で、岩城姓の人々を中心に利用されている。家風呂の共同利用と言ってもよく、本稿では取り上げていない。
- 22) 牟婁の湯はかつての鉾の湯の後継施設とも考えられる。
- 23) 長生の湯、とれとれの湯、パーク草原の湯、千畳の湯など
- 24) 町民は入浴料が 100 円安く、65 歳以上は無料である。白浜町観光課調べによる 2007(平成 19)年度の地元町民の入浴者数は次の通り。白良の湯:総数 149,801 人のうち地元 54,535 人、牟婁の湯:総数 109,519 人のうち地元 31,622 人。ただし、人数は入浴券の発行数によるもので必ずしも正確ではない。
- 25) 白浜町誌には昭和 5 年の完成とあるが(前掲 11) 668 ページ)、住民からの聞き取りでは注 30) にあげた契約からみて昭和 7 年ではないかとしている。
- 26) 前掲 11)、666~668 ページ 湯崎地区の共同浴場へ出かけることを湯崎の旧称鉛山の地名から「鉛山がよい」といい、行きかえりが楽しみであったという。
- 27) 話者は寺前鶴樹氏(財産区瀬戸部副部長、1933 年生)をはじめとする地域住民である。聞き取りは主に 2009 年 2 月に実施し、2011 年 2 月に補足を行なった。
- 28) 瀬戸部とは旧瀬戸村の財産区をさし、現在の部員数は約 430 人である。かつては平草原や白良浜を含め広域に入会地を持ち、その保全のため 1889(明治 22)に発足した(嶋清治「瀬戸部誕生」白浜町誌編纂委員会 白浜町誌紀要 No.3、1980 年、155~167 ページ)。その後財産の多くが町有化され、現有の財産は 1955(昭和 30)年から名目上地区の寺院(本覚寺)所有となっている。
- 29) 前掲 9) 土地および温泉の所有権を巡る瀬戸地区と鉛山地区の争いは訴訟に発展し、瀬戸地区が敗訴した。その後、1887(明治 20)年に和解が成立したが、両者のわだかまりが解けるのは昭和年代を迎えてからであったといわれる。
- 30) 温泉会社との間に昭和 6 年 11 月 21 日付けの契約書があるとされるが、筆者は原本の確認をしていない。
- 31) 現在の浴場とは道路を隔てた海側にあり、中央にある 1 間の廊下を挟んで男女別の浴室があった。
- 32) 入浴者の約半数が 65 歳以上の高齢者である。町の施策により高齢者の入浴は無料となっている。
- 33) 地区住民以外には観光客のほか瀬戸地区に居住しない町民も含まれ、入浴料が高くなっている。観光客は夏季には若干増えるものの、その他の季節は数人にすぎない。
- 34) 会員数の減少は家風呂の設置による退会者のほか、瀬戸地区の居住者が減ったことも関係する。2011 年現在の会員を戸主名で記された名札からみると、瀬戸 1 丁目 53 人、同 2 丁目 28 人、同 3 丁目 49 人、同 4 丁目 11 人、白浜地区 5 人(瀬戸地区からの移住者)、合計 146 人となっている。
- 35) 瀬戸部では収支が黒字であれば地域に還元し、赤字であれば補填するという。ただし、赤字が継続した場合の展望は開けていない。
- 36) 65 歳以上の高齢者の無料化に伴う助成と併設する老人の家の管理費としての助成で、年額約 130 万円。

- 37) かつて当地方の中心都市田辺と結ぶ連絡船が発着したことによる。
- 38) 前掲 7)、660 ページ 1880 (明治 13) 年には眞鍋姓 16 戸、岩城姓と正木姓各 9 戸の計 34 戸で、それぞれが一同となって居住していたという。1931~34 (昭和 6~9) 年の海岸埋立て以降戸数が増え、現在では 1,000 戸近くになっている。
- 39) 眞鍋賢「綱不知の眞鍋一族とその言い伝え」白浜町誌編纂委員会 白浜町誌紀要 No.3、1980 年、12~22 ページ
- 40) 話者は正木司良氏 (白浜町議・綱不知会会長、1936 年生) ほかによる。聞き取りは主に 2009 年 2 月に実施し、2011 年 2 月に補足を行なった。
- 41) 先祖講の祀りは毎年 6 月 2 日に行なわれる。午前中に三姓の家による合同の祭礼を瑜伽神社 (三家の氏神を合祀) で行なった後、一族ごとに分かれて墓参と懇親を兼ねた直会を開く。当屋は三家のいずれもそれぞれ輪番制で担い、それぞれの一族のご神体を 1 年間預かる。神仏混淆的な祭りとされる。正木一族の場合、祭礼日までに代表が那智大社へ代参し、お札を頂いてきて配るといふ。先祖講は三つにわかれているが、過去もまた現在も互いに友好的であったといわれる。
- 42) 前掲 11) 557 ページ
- 43) 社団法人綱不知会『新・綱不知会館「綱の湯」完成記念』冊子、2008 年、1 ページ
- 44) 偶然とはいえ、綱不知会会長の幼児時代の入浴経験と地下の湯の建設時とが重なっていることは注目される。
- 45) 1967 年にできた共同浴場は正木姓の先祖講による浴場が移転したものである。
- 46) 1967 年 7 月 21 日付紀州政経新聞 (前掲 43) 6 ページ所収)
- 47) 当初は杉皮葺きの小屋であったが、1946 年の南海地震による津波で被災し、その後 1950 年ごろに平屋モルタル造りになった。1967 年に浴場の横に造られた町民会館の建物は鉄筋コンクリート造 2 階建てで、1 階部分が浴場となっていた。
- 48) 建物が池中に支柱を立てて造られており、将来の南海地震が予想されるなかで倒壊の恐れが判明した。
- 49) 防災のため建物の撤去と池 (先祖講の所有であった) の埋め立てを行なう、海岸沿いの町有地と交換する、2 階部分を町民会館とするなどにより助成を受けた。
- 50) 新築される 2008 年まで会員は 1 人 100 円で、準会員は制度そのものがなく一般と同じ 300 円であった。
- 51) 町営共同浴場では 65 歳以上が無料であるが、綱の湯の場合は 75 歳以上となっている。
- 52) 夏季には 1 日 300 人に達することがあり、そのほとんどが観光客であるという。観光協会による外湯めぐりキャンペーンの影響も考えられる。
- 53) 綱の湯の位置は集落から幹線道路を隔てた場所にあり、観光客には目立つが住民の行き来が困難である。また、新築に伴って値上げされたこと、高齢者の無料化の範囲が町営浴場より狭いことなども関係している。
- 54) 現在の温泉水代は月額 10 万円である。入浴料の値上げで収支はほぼ均衡しているが、かつては赤字が生じていた。
- 55) 綱不知会の主な活動は先祖講の開催と綱の湯の運営の二つである。
- 56) 現在の管理人は正木一族のなかから選ばれ、日常業務の全てと会計事務を委任されている。
- 57) 前掲 1)、27~32 ページ